

豊島区内の地域福祉事業 **助 成**

令和6年度 地域配分(B配分)申請を受付しています



◆自分のまちをよくするしくみ◆

地域配分とは、地域で集められた寄付金の一部を地域の活動等に還元し、活かす取り組みです。共同募金の配分を希望する施設・団体は、所定の申請書をご提出ください。

申請締切日

10/31 木 必着

申込
募集中

地域配分(B配分)申請について

配分申請額

1施設・団体あたり **30万円** 以内（総事業費の75%以内）

応募資格

地域福祉の推進を目的とする事業を行う **各種民間社会福祉施設、団体など**

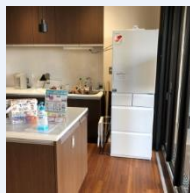
対象事業

備品整備、小破修理、研修・訓練・交流などの事業

※詳しくは裏面参照

例 「だれでも食堂」

備品整備
(冷凍冷蔵庫購入)



「保育園」

小破修理
(裏庭ゴムチップ舗装工事)

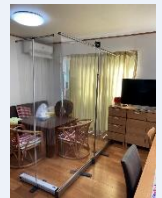


「地域活動支援センター」 「就労継続支援(B型)」

日帰り・宿泊訓練（社会体験）

「グループホーム」

備品整備
(感染症予防のパーテーション購入)



その他、「若者支援」「防災・災害時支援に関する活動」「地域福祉の充実にに関する活動」などを行う

社会福祉法人・NPO法人・団体など多くの申請をお待ちしています

問合せ・申請受付先

東京都共同募金会 豊島地区配分推せん委員会 事務局(豊島区民社会福祉協議会 総務課 気付)

〒170-0013 豊島区東池袋1-39-2 豊島区役所東池袋分庁舎4階

TEL 03-3981-2930

FAX 03-5954-7105

<https://toshima-shakyo.or.jp>

地域配分申請に関するページはこちらから ⇒



令和6年度地域配分(B配分)<令和7年度使用分>について

応募資格

児童館/保育施設/障がい児・者の地域生活支援および就労支援を行う施設・団体/社会福祉関係通知等による施設/その他、地域福祉の推進を目的とする団体など

※会社法人が経営、学校法人および特殊法人が運営する施設は対象外

※原則、申請時点において**事業開始から1年以上経過**していること

申請対象事業

- 1) 地域福祉の向上に資すると判断され、寄付者の信頼にも十分に答えられる事業であること
- 2) **令和7年度に実施する事業であること**
(令和6年度末の配分決定通知以前に実施(購入)するものは対象となりませんのでご注意ください。)
- 3) 申請は1施設・団体につき内容、空間などで括ることができる目的を1つとした1事業に限ること
(目的の異なる2つ以上の事業を申請することはできません。例：備品整備と宿泊研修、など)
◇指定障害福祉サービス事業者における施設の単位は、施設数もしくは東京都における事業所指定書の取得数、いずれか小さい数とすること。(例：共同生活援助におけるユニットは、指定番号を受けた1つの施設に含めて申請。)
- 4) 施設・団体維持のための運営費(人件費、家賃、光熱水費など)ではないこと
- 5) 日常の活動に使用しないものではないこと
- 6) 事務管理を主な目的とした備品整備(防犯設備等含む)ではないこと
- 7) その他、配分推せん委員会で認めたもの

◇配分事業の例

- 1 備品整備(原則5年以上の使用が見込まれるもの。消耗品は除く。)
 - ・利用者が日常的に使用するもの(電化製品、家具・備品、遊具、等)
 - ・利用者の就業・生活訓練、授産作業等で使用するもの(機器、作業台、等)
 - ・利用者や地域住民が使用する防災・災害対策用備品(日常活動での使用も見込まれるもの)
- 2 小破修理(トイレ・扉などの改修・修理、等)
※貸主責任で整備すべきものは対象外です。
- 3 利用者の生活の向上に資する事業(研修、訓練、交流事業、等)
※申請書記入の際は、下記をご参照の上、事業の福祉的意義を明示するようご配慮下さい。
宿泊訓練、日帰り研修、社会体験、職業体験、地域交流、音楽療法、スポーツ・文化活動、防災研修、講習会、等

◇配分対象としないものの例

- ・施設・団体維持に係る運営経費(家賃、光熱水費、職員人件費、等)
- ・施設・団体の責任で設置する設備、事業の実施など(防犯設備、職員を対象とした研修会、等)
- ・主に事務・管理的な用途で使用するもの(什器・備品、電子機器、ナースコール、等)
- ・備品購入の際の間接的経費(備品処分費、リサイクル費、送料、諸経費等)

対象除外

- (1) 営利法人が行う事業、または、営利を目的として行っているとみなされる事業
- (2) 国または地方公共団体が経営の責任を負う事業
- (3) 政治・宗教等に利用されているとみなされる事業
- (4) 会員等の互助共済を主目的とする事業
- (5) 経営の基礎や管理の状況が不安定であり、継続性の乏しい事業
- (6) 地域住民からの信頼性に欠ける事業
- (7) 配分金以外の収入を確保または期待することができ、これによって必要な経営が可能な事業
- (8) 配分審査の時点で既に着手している事業
- (9) 共同募金の配分金によるものであることを明確に表示できない事業
- (10) 施設利用者の処遇向上にかかわるものでない事務管理面の整備事業
- (11) 公的補助金または他の助成団体の助成金により実施される事業の自己負担分

申請書式・申請上の注意・提出

◇申請書式

「**地域配分(B配分)申請書**」をダウンロードください* (豊島区民社会福祉協議会 総務課窓口でも配布しています)

◇申請上の注意

申請にあたっては、**東京都共同募金会**の「**申請要領**」「**申請書作成要領**」「**申請書記入例**」および「**豊島地区配分推せん委員会配分推薦基準**」もご確認ください* こちら → https://toshima-shakyo.or.jp/contents/bokin_bhaibun.html
配分申請を元に、配分の可否・配分額を決定します。ご要望の添えない場合もあります。

◇提出

提出方法：郵送

提出先：〒170-0013 豊島区東池袋1-39-2 豊島区役所東池袋分庁舎4階

豊島地区配分推せん委員会 事務局 (豊島区民社会福祉協議会 総務課 気付)

*申請書・申請要領等の
ダウンロード、閲覧



ご不明な点があれば、お気軽にお問合せください。